

# 日本工業大学 障がい学生等の支援に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」および「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき日本工業大学（以下「本学」という。）における、障がいを持つ本学学生および障がいを持つ大学進学希望者（以下「障がい学生等」という。）に対する、障がいを理由とする差別を排除するとともに、あわせて本学が障がい学生等に対して合理的な配慮を提供するための環境を整えることを目的とする。

(対象範囲)

**第2条** この規程の対象となる障がい学生等とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がい（以下、「障がい」と総称する。）がある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであり、いわゆる障がい者手帳の所有者に限られない。なお、難病に起因する障がいは心身の障がいに含まれ、高次脳障がいは精神障がいに含まれるものとする。

(大学の責務)

**第3条** 本学は、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害しないものとする。

2 本学は障がい者に対して合理的な配慮を提供するにあたり、本学の過重な負担とならない範囲で次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 機会の確保：障がい学生等が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保し、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。

(2) 情報公開：障がい学生等に対し、大学全体としての受け入れ姿勢・方針を示すこと。

(3) 決定過程：障がい学生等の本人に権利の主体があることを踏まえ、本人の要望に基づいた調整を行うこと。

(4) 教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。

(5) 支援体制：本学全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。

(6) 施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

3 前項にいう本学の過重な負担については、一般的・抽象的な理由をもってこれを判断するのではなく、個別の事案ごとに次の各号に掲げる要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断するものとする。

(1) 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 事務・事業規模
- (5) 財政・財務状況

（委員会の設置）

**第4条** 本学は、第1条に掲げる目的を達成するために、障がい学生等支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成）

**第5条** 委員会は、以下の委員をもって構成する。

- (1) 学生支援部長
  - (2) 共通教育学群を含む各学科のカレッジライフ支援委員
  - (3) 学生支援課、就職支援課、教務課、入試室、総務課、施設環境管理課、財務課、健康管理センター、学修支援センター、LCセンターから各1名
  - (4) その他委員長が必要と認めた者
- 2 委員長は学生支援部長とし、学長の命を受け委員会の業務を統括する。
- 3 委員会の事務は、学生支援課がこれを取り扱う。

（委員会の任務）

**第6条** 委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 共通教育学群を含む各学科、各センター等の附属施設および事務局各課が障がい学生等に提供する合理的な配慮に関する連絡・調整
- (2) 本学の教職員および学生に対する、障がいを理由とする差別の解消および合理的な配慮の提供を促進するための啓蒙
- (3) その他委員長が必要と認める事項

（その他）

**第7条** この規程に定めのない事項については、委員会および執行会議の議を経て学長が決定する。

（改廃）

**第8条** この規程の改廃は、委員会および執行会議の議を経て、学長からの提言に基づき理事長が行う。

**付 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。